

太田達也

社会内処遇と更生保護事業の新たな課題

—特別調整と地域生活定着支援センターの展望と課題—

キーワード

特別調整，地域生活定着支援センター，司法と福祉の連携，司法福祉，高齢受刑者
精神障害受刑者，生活環境調整，更生保護施設，自立準備ホーム
刑の一部執行猶予，仮釈放，保護観察

本論文は，東京更生保護施設連盟『東京更生保護施設連盟創立 60 周年記念誌』
(2012)8-19 頁に掲載された論文を，同連盟の許可を得て転載するものである。

創立60周年記念講演

日時 平成23年10月25日 午後2時00分～

会場 私学会館「アルカディア市ヶ谷」6階 霧島

講師 慶應義塾大学法学部 太田 達也 教授

演題 社会内処遇と更生保護事業の新たな課題

【略 歴】

昭和39年三重県生

刑事政策、被害者学、アジア法を専攻領域とし、刑事制裁論、犯罪者処遇制度、被害者支援論、アジアの刑事司法制度などについて研究を行っている。

大学時代から更生保護に造詣が深く、瀬戸山賞も受賞された故宮澤浩一・慶應義塾大学名誉教授の指導を受け、社会内処遇の研究に携わるようになる。

更生保護法人 両全会 評議員

更生保護法人 更生保護事業振興財団 理事

特定非営利活動法人 東京都更生保護就労支援事業者機構 理事



【更生保護関連の参考文献】

「刑の一部執行猶予と社会貢献活動」 刑事法ジャーナル23号（2010）

「更生保護事業の新モデル論—更生保護施設における体系化と充実化」

刑法雑誌45号3巻（2006）

「韓国における更生保護事業の特色と刑事政策的意義(1)(2)」

法学研究77巻6号（2004）7号（2004）

「更生保護施設における処遇機能強化の課題と展望」 犯罪と非行132号（2002）

社会内処遇と更生保護事業の新たな課題 —特別調整と地域生活定着支援センターの展望と課題—

I 司法と福祉の連携における更生保護施設の役割と方向性

1 高齢受刑者と精神障害受刑者の実態

刑事施設に収容されている高齢受刑者や精神障害受刑者は、高齢や障害のため、引受人がなかったり、再犯のおそれありと判定される結果、満期釈放となることが多く、出所後の再犯率もかなり高い数値となっています。

こうした高齢や精神障害出所者の中には福祉的な対応が必要な者が少なくないにもかかわらず、従来、当該自治体に何の縁もゆかりもない刑事施設出所者を引き受けることで自治体に財政的負担をかけることや、元犯罪者やその再犯に対する漠然とした不安などから、福祉施設でこうした釈放者達を受け入れることには極めて消極的でありました。



一方の更生保護施設も、稼働能力のない高齢者や治療・介護が必要な精神障害者を受け入れることは、中間施設の性格上、困難な場合が多いのが現実です。それでも、更生保護施設は、可能な限り、更生緊急保護や救護の対象として受入れ、自立や福祉サービスにつなげるよう奔走されてきた事実があるということは決して忘れてはならないと思います。しかし、更生保護関係者や福祉職員の個人的な努力だけでは如何ともし難いことがあることは否定できず、また対応できる対象者の数にも限りがありました。

2 特別調整

しかし、近年、受刑者の中に福祉的対応が必要な者が多くいることが福祉の側からも認識されるようになり、モデル・プロジェクトを経て、法務省と厚生労働省が協力し、平成21年から矯正保護と福祉の連携を図る施策が始まりました。これが特別調整と地域生活定着支援センターの制度であります。

既に本日御参集の皆様は既によくご存じのことと思いますので説明は不要かと存じますが、特別調整とは、高齢か心身に障害がある受刑者で、釈放後の住居がなく、福祉施設等での福祉サービスを必要とする者のうち、帰住予定地の調整を希望する者を選定し、都道府県に設置された地域生活定着支援センターを通じて、帰住先の福祉施設等を確保するものであります。

さらに、帰住予定地が確保できた対象者が、釈放後直ちに帰住予定地に居住するこ

とができない場合、指定された更生保護施設におおむね3か月以内居住することとし、一定の処遇を行った後（特別処遇）、最終帰住予定地へとつなげることも行われます。そのため、全国に57（要確認）の更生保護施設が受入施設として指定されていて、東京でも9施設が指定されております。

地域生活定着支援センターの役割には、刑事施設から出所する特別調整対象者の帰住予定地となる福祉施設等を確保・調整するコーディネート業務と、福祉施設等に帰住した対象者の状況把握と助言を行うフォローアップ業務、特別対象者以外の高齢者や障害者に対する一般調整業務、刑事施設出所者や更生保護施設等に対する相談支援業務などがあります。

今回、こうした刑事施設から保護観察所、地域生活定着支援センター、福祉施設へと繋ぐ仕組みができたことは大いに評価されるべきで、今後、この特別調整と地域生活定着支援センターでの業務が円滑且つ効果的に行われることが望まれますが、今後、検討すべき幾つかの課題があるように思われます。

3 特別調整を巡る課題

(1) 特別調整の対象者

特別調整の対象者は、①概ね65歳以上又は障害があること、②釈放後の住居がないこと、③釈放後、福祉サービスが必要と認められること、④本人の同意があること、等の要件を充足する者とされています。

ただ、モデル・プロジェクトや制度発足当時は、精神障害者のなかでも特に知的障害者を主たる対象と捉えていた感がありますが、制度発足から最近までの運用では、高齢者が半数以上を占め、知的障害者は3割程度に止まっています。これは刑事施設における受刑者の特性やニーズを反映した結果であるので如何ともし難い面がありますが（但し、候補者選定の問題はあります）、対象者の多くが高齢者であることで、今後、制度の運営に大きな負担となる可能性があります。

といいますのも、今後ますます刑事施設に収容されている高齢受刑者が増加する結果、特別調整対象者の数も大幅に増えることが予想され、それに伴い、保護観察所や地域生活定着支援センターでの帰住予定地確保のための調整にも負担と時間がかかることとなるからです。高齢者の場合、受入先は養護老人ホームか、介護認定を受けることができる者であれば特別養護老人ホームということになりますが、これらの施設は今でも待機者、俗に言う「待機老人」が溢れている状態であり、特別調整をもってしても、入所施設を確保することはますます困難となるでしょう。

たとえば、老人ホーム待機者数百人を飛び越して入所施設が確保できたとしても、入所まで待機しなければならない期間も延びることが予想されることから、指定更生保護施設などで一時的に受け入れなければならない者が増えたり、その期間が長期化する可能性もあります。通達上、指定更生保護施設での一時的受入れは「おおむね3月以内」とされていますが、3月を超えて在会させる必要に迫られるケースも出てくるでしょう。特別調整対象者のうち指定更生保護施設で一時受入れができ

とさほど違いがないことになってしまいます。「サテライト型」と言えば聞こえはよいのですが、無軌道の「人工衛星」になってしまえば、対象者の更生にも支障が出かねません。更生保護施設は居住と処遇一体型の中間施設であります。職員が常駐していない自立援助ホームは、中間施設より、むしろ保護観察という社会内処遇に近い形なのかもしれません。NPO法人などの「独立系」準備ホームだけではなく、更生保護施設が設置する「サテライト型」の自立準備ホームを増やすことが望ましいと思われます。

また、こうして新たに更生保護の分野に参入した法人には、福祉や貧困者・ホームレス支援といったそれぞれの得意分野がありますが、犯罪者の処遇には全く経験がないわけですから、研修や実務経験を通じて、処遇能力を身につける必要があります。

5 司法と福祉の連携から司法と福祉の融合へ？

今後、地域生活定着支援センターや自立準備ホームの創設により、多くの社会福祉法人やNPO法人が更生保護の領域に進出するとなると、更生保護施設の位置付けも変わってくるかもしれませんし、また変わることを余儀なくされるかもしれません。

一つの可能性として、福祉サービスの利用を要する更生保護対象者がこれらの福祉施設の方で対応することにより、更生保護施設はそれ以外の「司法的」処遇を要する対象者に専念できるようになるかもしれません。その反面、自立準備ホームは高齢者や障害者に対象を限っている訳ではないので、多くの自立準備ホームが設置されると、従来の更生保護施設対象者の多くがそちらに流れ、更生保護施設の在会者が減ることも考えられます。自立準備ホームが、更生保護施設とは全く異なる独自の対応や処遇を始めた場合、更生保護施設が明治以来、長年に亘って蓄積してきた知見が活かされない可能性もあります。縄張り争いをしたり、対象者の囲い込みをしたりすべきではありませんので、自立準備ホームと更生保護施設がそれぞれの特色を生かしながら役割分担や住み分けを行えばよいでしょうし、準備ホームのよいところがあれば、それを更生保護施設の処遇に活かしていくべきでしょう。さらに、ある更生保護施設が始めているように、更生保護施設が、その特色やノウハウを活かしながら、定員を拡充する方法として、自立準備ホームを運営することも進められて然るべきでしょう。

また、特別調整と地域生活定着支援センターの創設によって、長年の懸案とされてきた「司法と福祉の連携」がいよいよ現実的且つ具体的な制度として実現する道が開かれたわけであります。「司法と福祉の連携」は、従来、「司法」の領域に踏み込んでこなかった「福祉」が、「司法」に関わるようになることを意味すると同時に、「福祉」の領域に十分関わってこなかった「司法」が、「福祉」への橋渡しをするだけでなく、「福祉」的対応を取ることが求められるようになることも意味します。近年、「司法福祉」という言葉がよく用いられますが、これは「福祉の司法化」と同時に、「司法の福祉化」をも包摂するものであり、特別調整の制度もこの「司法の福祉化」をももたらさうるものであります。更生保護施設も、そうした流れの中で、今後ますます福祉

るのは、食事や更衣、排泄などで常時介助が不要な者となっはいますが、特別調整によって在会した特別処遇の対象者自体、一般の在会者より負担がかかる者であることは間違いありませんから、こうした特別処遇対象者の増加により更生保護施設の運営に支障を来すことにならないよう対応する必要があります。

刑事施設の高齢受刑者が増加したからといって、全ての者が特別調整に同意するわけではありませし、刑事施設や保護観察所における候補者や対象者の選定で篩に掛ければよいというかもしれません。しかし、福祉サービスを必要とする受刑者そのものが増加しているのに、特別調整対象者の選考を厳密に行うことで問題を回避しようとしても、そうした要保護受刑者が結局、一般の生活環境調整の方に回ることになり、一般の環境調整か満期釈放による更生緊急保護で、結局、そのツケが更生保護施設に回ってくることになります。

(2) 特別調整の時期

次に問題となるのが、特別調整を刑事施設収容中のいつから始めるかということです。制度が始まって間もない現時点では、差し当たって緊急度の高い、釈放が近い受刑者から地域生活定着支援センターへ調整依頼がなされているようです。そのため、これまでは、釈放まで3か月や、極端な場合、1か月を切るような特別調整案件が地域生活定着支援センターに係属することもあり、調整に苦労することがあるようです。更生保護施設としても、釈放が迫った時期に特別処遇対象者の環境調整が来ても、対応が難しい場合もあるでしょう。

こうした釈放間際の特別調整は、調整不調に終わる可能性もありますし、たとえ何とか引受先が確保できても、アセスメントなどが十分に行われていないため、対象者の特性やニーズに合った適切な施設への帰住とならない危険性もあります。今後は、遅くとも6か月か、更に早い時点から調整が行われるようにすべきでしょう。

一つの疑問は、特別調整と通常的生活環境調整がどのような関係にたつのか、またたつべきかということです。生活環境調整は基本的に配偶者や親・子など親族を中心に帰住調整を行うことから、刑事施設での処遇調査が終わり、帰住予定地候補の保護観察所に身上調査書が送られてきた時点から行うことができますが、特別調整は、福祉施設や病院など施設の帰住予定地を探すものであるため、施設入所が余りに先になるような調整をすることは、そもそもできません。刑期が1年未満程度の受刑者であれば、刑事施設入所当時から、通常的生活環境調整に代わって特別調整を行うようすることができますが、刑期が2年以上若しくは3年以上と長い場合、当初から特別調整を始めることが難しいため、最初は通常的生活環境調整を進めざるを得ないでしょうが、その時点で引受人や住居が全くいないような受刑者の場合、特別調整を開始できるまでの空白期間が生まれざるを得ません。しかし、その間手をこまねいて見ていることはできないでしょうから、やはり処遇調査が終わった時点で、将来、福祉サービスが不可欠と判断される者については、将来の見通しや面接の機会を設けるためにも、特別調整の対象とし、手続を開始すべきではないでしょ

うか。

その場合、更生保護施設を当面の一時受入れ先として設定しておく必要も出てくるでしょう。指定更生保護施設での特別調整対象者の受入れ規模を拡大しなければならない事態も出てくるかもしれません。とはいっても、既存の更生保護施設の定員には限界があり、福祉サービス適合者が更生保護施設に溢れかえるとなれば、その他中間施設を必要とする対象者が閉め出されかねませんし、かといって、更生保護施設の増改築や新築は、住民の反対などでままなりません。現在、法務省は、自立準備ホームの設置を進めていますが、この自立準備ホームが受入れ先となることが期待されます。

(3) 福祉施設の受入体制

特別調整や地域定着支援センターの導入という、司法から福祉へ橋渡しを行う具体的なルートが設けられたことの意味は大きいと思われます。この制度により犯罪者の社会復帰に対する福祉関係者の関心が大いに高まっていることも心強いばかりです。

しかし、幾ら道筋ができたからと言って、実際に対象者を受け入れる福祉施設がなければ、何の意味もありません。制度ができれば、福祉施設が全ての対象者を受け入れるようになるわけではありません。

特別調整が始まった平成21年から最初の2年間に約500名を超える受刑者が特別調整対象者として選定されていますが、法務省の試算によれば、帰住先がない満期釈放者のうち高齢や障害で自立が困難な受刑者が1,000名程いるとされています。特別調整に同意しない者もいるでありましょうから、これらの者全てが特別調整の対象者になるわけではありませんが、それでも、毎年、特別調整の潜在的对象者が相当数いることは間違いありません。対する福祉施設は、高齢者施設にせよ、障害者施設にせよ、定員が一杯で、待機人員までいるため、特別調整対象者の全てを受け入れる余裕はともありません。実際、高齢者施設や障害者施設での受入れが困難なため、無料低額宿泊所を帰住先とすることもあります。

特別調整対象者を福祉施設で受け入れた場合、障害福祉サービス報酬にかなりの加算（地域生活移行個別支援特別加算670単位／日。原則3年を上限）がなされます。これが受入れ促進の動機付けになればよいのですが、財政的な裏付けだけでは十分でないでしょう。

また更生保護施設でさえ、従来の応急の救護や更生緊急保護の対象者を全て受け入れてこれたわけではありません。特に、社会内施設という宿命上、近隣社会への配慮が不可欠であり、性犯罪や放火犯など特定の罪種や、暴力団員や治療を要する薬物乱用者といった犯罪者は、受入れが難しかったことを考えると、福祉施設だからといって、こうした犯罪者を何ら躊躇なく受け入れることができるとは思えません。重大事犯の受刑者がどの程度特別調整の対象者になってくるかははっきりしませんが、福祉施設が重大な犯罪を犯している者を要支援者だからといってすんなり受

け入れてくれるほど甘くはないでしょう。ましてや、受入先の施設に在所中に再犯でも犯せば、その影響は計りしれません。

さらに、全体としての受入枠のほか、地域や施設毎の受入人数の制約もあるでしょう。特に、東京や大阪など大都市の場合、全国の刑事施設等から帰住する者が他県より多いでしょうから、福祉施設の需要は非常に高くなるものと予想されます。

そのことと関係すると思われるのが、地域生活定着支援センターの事業母体の性格です。センターの実施主体は地方自治体ですが、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができるとされています。現在、全国で44団体が設置されているようですが、そのなかには、福祉施設を運営する社会福祉法人が設置するセンターのほか、社会福祉協議会が設置するものや、社会福祉士会が設置するもの、病院が設置するもの、自治体が直接事業を行うものなどがあります。自ら福祉施設を有するセンターは、最後の切り札として自己の施設に対象者を帰住させることができるというメリットがあるのかもしれませんが、反対に対象者が特定の法人や施設に集中することで負担増を招いたり、対象者を囲い込んでいるのではないかとといった批判が出るおそれもあります。都道府県の社会福祉協議会や社会福祉士会がセンターを設置しているケースでは、管内の福祉関係者や福祉機関とのネットワークが強い武器になる一方、独自に福祉施設を運営しているわけではないことがコーディネート業務のうえで若干のデメリットになるかもしれません。今後、各地域生活定着支援センターがもつメリットを生かしながら、円滑で適正な環境調整を行っていく必要があります。

(4) 特別調整における更生保護施設の役割

皆様の更生保護施設と最も関係するのは、特別調整対象者を一時的に指定更生保護施設で受入れ、特別処遇を行う場合です。

特別調整対象者のうち、何割程度の者が指定更生保護施設での一時受入れの対象となるか、制度の運用が軌道に乗るまではっきりしません。しかし、通達によれば、食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴等の日常生活動作に際して常時介助を要するものである場合は、一時受入れの対象とはしない旨規定されていますし、指定更生保護施設での受入れは、あくまで帰住予定地たる福祉施設等が確保され、その入所待ちの間に限って行うというのが法務省の方針のようでありますので、一時受入れの対象者がさほど多くなることはないかもしれません。実際、殆ど更生保護施設を介さずに、最終帰住予定地に入所させているところもあるようです。

しかし、反対に、地域定着支援センターのなかには、刑事施設から出所したばかりの者をすぐに受け入れてくれる福祉施設は殆どないため、できるだけ一旦指定更生保護施設に受け入れてもらい、そこでの生活振りを福祉施設担当者に見て貰ったうえで受入れるようにするという方針をとっているところもあり、そうなると指定更生保護施設への特別調整対象者の入所がかなり多くなることが予想されます。

さらに、特別調整の対象となるのは高齢者や障害者であって、福祉施設への入所

が前提となっている者でありますし、これまで特別調整対象者のなかには特別養護老人ホームや医療機関に入所したり入院したりした者が2割程度いることから、更生保護施設においても、一般の在会者より手間暇のかかることは間違いと思われる。

また、受け入れた特別調整対象者に対し、在会中、どのような処遇を行うべきかも今後の課題と言えましょう。通達は、特別処遇について、高齢者又は障害を有する者の特性に配慮した、社会生活に適応するための指導及び自立した日常生活のための訓練、健康維持のための指導、助言、センター等への情報提供と退所後の生活基盤の調整と規定しています。近年、様々な処遇活動を展開しているとは言え、更生保護施設は就職活動と就労を中心とした指導が中心となっていることに変わりはないわけですが、特別処遇対象者は、こうした就労を前提としないため、更生保護施設にいる期間、何をすることが本人の安定した更生につながるのかを考えた処遇内容を模索する必要があります。福祉施設では、入居者を犯罪経歴者として指導するという発想が全くありません。それはそれで福祉の在り方で望ましいのですが、衣食満ち足りれば、人は絶対に罪を犯さないという訳ではない以上、これまで更生保護施設で培ってきた知見を踏まえた処遇を行うことこそが更生保護施設での役割でしょう。もっとも、更生保護施設での在会期間の長短が大きく関係することは勿論です。

4 自立準備ホーム

以上、特別調整と地域生活定着支援センターの取組みにおける更生保護施設の役割と課題について見て参りましたが、もう一つ、司法と福祉の連携を図るうえでの取組みがございます。それが、緊急的住居確保・自立支援対策として行われている自立準備ホームの設置であります。

これまで、ホームレス等の生活困窮者支援を行うNPO法人所有のアパート、社会福祉法人等が運営する障害者のグループホーム、宗教法人や薬物依存者の自助グループが管理する施設、更生保護法人が賃貸するアパートなど様々な形態の自立準備ホームが設置されてきています。このうち、更生保護法人が運営する自立準備ホームはむしろ圧倒的少数で、NPO法人や社会福祉法人の管理する施設が中心となっているようです。

こうした新たな施設により、地域住民の反対などで定員拡充もままならない更生保護施設や自立更生促進センター以外に、更生保護対象者の宿泊施設が確保されることの意味は大きいものと思われます。

しかし、課題もあります。NPO法人や社会福祉法人等の団体が直接管理し、その職員が常駐している施設の場合はよいのですが、法人が借りるアパートを宿泊先とするような場合、十分な指導監督や援護ができるのかどうかが問題です。規則では、職員が常駐しないホームには毎日巡回生活支援を行うものとされていますが、これが徹底されないと、家賃以外通常の保護観察対象者がアパートに一人暮らししていること

的な対応や福祉機関との連携を求められることになるでしょう。更生保護施設が自らの「立ち位置」を見定めていく必要があるように思われます。

Ⅱ 新しい刑罰制度における更生保護施設の位置付け

1 刑の一部執行猶予の概要

次に、将来、更生保護事業に影響を与え得るもう一つの制度について考えてみたいと思います。それが刑の一部執行猶予制度です。

刑の一部執行猶予は、2010年、法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会が法務大臣に行った答申に基づいて、現在、法改正の準備が進められている制度で、近い将来の法制化が予定されているものです。刑罰制度としては、明治38年の執行猶予制度以来の新しい制度の創設となりますが、単に刑罰制度としてではなく、犯罪者処遇、とりわけ社会内処遇に新しい形をもたらすだけでなく、更生保護事業にも大きな影響を与え得るものであります。



その刑の一部執行猶予とは、裁判所が一定の自由刑を宣告するとき、その最後の一部に限って執行を猶予する代わりに猶予期間を設定し、一部執行猶予を取り消されることなく猶予期間が経過した場合、猶予された刑が失効し、実刑部分の刑期に相当する刑に減軽するという制度であります。従来の執行猶予は、言い渡した刑の全部の執行を猶予するという全部執行猶予であるのに対し、一部執行猶予は、言い渡した刑の最後の一部分のみの執行を猶予するもので、実刑と執行猶予が組み合わさった形となります。猶予期間は1年以上5年以下で、その間、保護観察に付すことにも、付さないことにもできます。

これが適用されるのは3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に限られますが、原則として、禁錮以上の前科がない者かそれに準じる者でなければなりません。但し、薬物の自己使用や単純所持に関する罪を犯した者については、こうした前科要件が不要とされ、薬物にかかる犯罪傾向を改善することが必要であると認められるときには、一部執行猶予を言い渡すことができるとされています。

言い渡した刑期のうちどれだけを猶予することができるかについては制限を設けないこととされていますので、極端な話、宣告刑のうち最後の1日だけを猶予して、猶予期間を設定することもできますし、最初の1日だけを实刑部分とし、残りの刑期を全て猶予することも、理論上は可能です。

2 一部執行猶予の意義

なぜ、このような制度が提案されることになったかという点、そこには二つの理由があります。

一つは、全部執行猶予以上、実刑未満の中間的な刑罰を設けたいというものです。我が国は、諸外国に比べ、刑事制裁、特に刑罰の選択肢が少なく、死刑という適用のごく僅かな刑罰を除くと、自由刑の実刑と全部執行猶予しかありません。罰金もありますが、罪種が限定されているうえ、地方裁判所の通常第一審で罰金が言い渡されるのはごく僅かで、大半は略式罰金です。しかし、自由刑を宣告する事件のなかにも、実刑とするにはやや重すぎるように思われるが、(全部)執行猶予では軽すぎるという事案があります。また、皆様の中にも経験された方がいらっしゃるかと思いますが、執行猶予は刑事施設に収容されることがないため、執行猶予判決を受けた者のなかには、まるで無罪判決を受けたかのように振る舞い、余り刑の感銘力がないような者も見受けられます。アメリカでも、かつてこうした傾向が見られたため、短い自由刑を科し、犯罪者に「ショック」を与えた後、その執行の早い段階で再判決という日本にはない制度を用いてプロベーションに切り替え、効果的な社会内処遇を行うというショック・プロベーションという制度もあったくらいです。その後、アメリカでは、ショック・プロベーションに対し、短期自由刑によるショック効果そのものに疑問が投げかけられましたが、施設内処遇と社会内処遇を組み合わせるという発想は注目に値します。

一部執行猶予を設けるもう一つの理由は、施設内処遇と社会内処遇の有機的連携を図ることにあります。一部執行猶予は、言い渡された自由刑のうち一部を執行した後、残りの刑については猶予され、代わりに猶予期間が設定されるため、必ず社会内処遇の期間を確保することができます。猶予期間中、保護観察に付さないこともできるため、この場合は、社会内処遇と言っても、積極的なものではなく、再犯を犯すなどすると取り消されるという心理強制しか働きませんが、保護観察に付されていれば、積極的な処遇を行うことができます。

従来の自由刑の実刑では、満期釈放になると、本人の申出による更生緊急保護しか取ることができず、問題性が大きい満期釈放者に対して何等の手立ても取ることができませんでした。海外には、満期釈放を回避するための必要的仮釈放や行状監督、拡大判決などの制度がありますが、制度的問題が大きすぎるうえ、保安処分は日本では議論もままなりません。そのため、満期釈放者の再入率は釈放後5年以内で57%に達するにもかかわらず、これまで新たな制度の模索は殆ど行われてきませんでした。それに対し、一部執行猶予は、必要的仮釈放や保安処分の問題を回避しながら、施設内処遇と社会内処遇を組み併せて行うことができます。

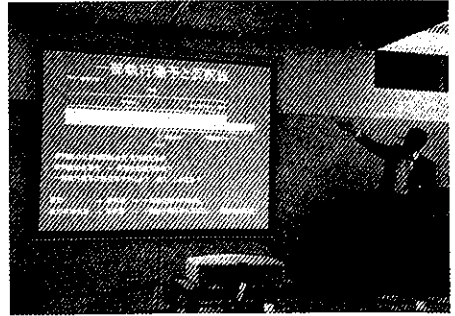
一方、仮釈放となれば、残刑期間、保護観察を行い得るので、施設内処遇と社会内処遇の連携を図ることができますが、如何せん、我が国は残刑期間主義を採り、更に刑の執行率が高いため、残刑期間は短く、十分な保護観察期間を取ることができません。実際、仮釈放者のうち再犯を犯す者の殆どは、仮釈放期間終了後に再犯を犯しています。報告者は、個人的にはヨーロッパで採用されているような考試期間主義がより優れていると考えますが、日本では批判も多く、実現していません。刑の一部執行猶予は、刑事施設での収容に続いて猶予期間が設定され、そこに保護観察が付けられ

ていれば、仮釈放が適用されようとされまいと、必ず社会内処遇が行われることになるため、残刑期間主義の欠陥を一部補うことができます。言ってみれば、刑の一部執行猶予は、裁判所が判決時に言い渡す仮釈放のような機能を有しているとも言えます。

このように、刑の一部執行猶予は、実刑と執行猶予をいわば「セット」で言い渡すことで、満期釈放と仮釈放の限界を克服し、施設内処遇と社会内処遇の連携を図ることができる制度であります。

3 一部執行猶予と仮釈放

一部執行猶予が導入されることによって影響を受けるものの一つに仮釈放があります。一部執行猶予が宣告された受刑者に対しても仮釈放が適用されることになっているので、一部執行猶予のうち、実刑部分の後半で仮釈放の許否が問題になります。法定期間経過日（昔の応当日）の算定基準は、一部執行猶予の実刑部分の3分の1ではなく、全刑期の3分の1とされています。



です。ですので、宣告刑のうち実刑部分が余りに短いと、仮釈放ができなかったり、仮釈放が抑制されることになります。また、仮釈放の目的は、保護観察という社会内処遇の機会を設けることによって対象者の改善更生と再犯防止を図ることにあるとすれば、一部執行猶予の場合、実刑部分の執行後、猶予期間が設定されていて、そこに保護観察が附されていれば、社会内処遇を行う機会が確保されているため、仮釈放への動機付けが弱まる可能性があります。いずれにしても、一部執行猶予の場合、仮釈放の適否や執行率が、従来の自由刑（実刑）の場合とは異なる運用がなされることになろうかと思います。

仮釈放となった一部執行猶予の受刑者は、仮釈放期間中、保護観察を受け、仮釈放期間終了後、つまり実刑部分の執行終了後、今度は猶予期間が始まり、保護観察に附されている場合は、3号観察から一部執行猶予の保護観察への資格移動となります。

3号観察中に重大な遵守事項違反があった場合、仮釈放は取消しとなり、一部執行猶予の実刑部分の残刑期間、刑事施設に収監されますが、その後、釈放され、猶予期間が始まります。3号観察が失敗しても、そのことを理由に一部執行猶予が取り消されることはありません。一部執行猶予が取り消されるのは、3号観察中（一部執行猶予の言渡し後）に禁錮以上の刑に処せられた場合です。従って、短い3号観察期間に仮釈放を取り消され、再収監されても、すぐに再び一部執行猶予の保護観察が始まることになります。一度、保護観察が失敗している訳ですから、この保護観察の間の指導監督には更に慎重を期す必要があります。

法制審議会の答申では、保護観察を付けない一部執行猶予、いわゆる単一部執行猶予を認めることとしましたので、仮釈放後の3号観察期間中に遵守事項違反があって仮釈放が取り消された後に、実刑部分の執行が終わるときに、本来なら、社会内で

の指導監督を行えるとよいのですが、単純一部執行猶予の場合、何等の手当もすることができません。制度的には、一部執行猶予の猶予期間には全て保護観察を付けるほうが望ましいと言えます。

4 一部執行猶予と更生保護事業

一部執行猶予は更生保護施設にも新たな事態や問題をもたらす可能性があります。

まず、一部執行猶予者のうち、仮釈放となった者や保護観察附一部執行猶予を言い渡された者は、保護観察中、応急の救護として更生保護施設に委託されることがあります。この点は、仮釈放の場合と変わりませんが、3号観察と異なり、一部執行猶予の場合、保護観察附だと、保護観察期間が最大5年までと、3号観察では無期受刑者以外あり得ないほど、長い場合があります。一部執行猶予の対象者の一類型は、禁錮刑以上の刑に処せられたことがない刑事施設初入者ですが、初犯者とは限らず、少なくとも全部執行猶予よりは犯情の重い対象者であり、しかも一部執行猶予判決が下されているということは、施設内処遇と社会内処遇の連携をもってして処遇するのが望ましいという判断がなされている者であることから、更生保護施設でもその点を踏まえた処遇を行う必要があると思われます。一方、薬物犯罪者で一部執行猶予の対象となる者は、薬物の犯罪的傾向を改善することが必要と判断された者でありますから、一般的に、更生保護施設の対象となることは少ないと思われますが、後で述べるように、帰住地の確保のために、更生保護施設で一時的に受入れを行う必要に迫られることも考えられます。更生保護施設でも、処遇の体制を整える必要があるでしょう。

最も更生保護施設にとって影響が大きいのは、一部執行猶予者の一時的（且つ一次的）帰住予定地としての役割が求められることでしょう。保護観察附一部執行猶予の場合、引受人がいない場合でも、実刑部分の執行が終われば、釈放して保護観察を行わねばならず、その場合、帰住先を必ず確保しなければならないため、更生保護施設がその帰住先として考えられることになります。更生保護施設としても、定員の関係や近隣社会との関係から、常に対象者を受け入れられるわけではないでしょうが、特別調整とは異なり、対象者は高齢や障害者ではないから、福祉の方につなげることもできません。今後、設置が進む自立準備ホームを活用することになるのかもしれませんが、更生保護施設がどう一部執行猶予者の処遇に関わるかが問われることになるでしょう。

以上、更生保護施設の今後に関わる問題を二つばかりお話しさせていただきました。
御清聴ありがとうございました。